

# 児童手当制度は ご存知ですか？

## ●支給対象

0歳から15歳(中学校修了前)までのお子さまを養育されている方に支給します。

お子さまが児童福祉施設等に入所されている場合、このお子さまのご両親は児童手当を受けることが出来ません。

## ●支給月

原則として、毎年度の6月、10月、2月にそれぞれの前月分までの手当を支給します。

## 現況届を忘れずに！

児童手当を受けている方は、6月中に『現況届』を提出する必要があります。

この現況届は、受給者の前年の所得状況とお子さまの扶養状況などを確認するものです。現況届の提出がない場合、児童手当の受給資格があっても6月分以降の手当が受けられませんので、忘れずに手続きをしてください。

現在、児童手当を受けている方には6月以降、役場から通知いたしますので、手続きをお願いします。

## ●支給額

		養育されている方の所得が	
		所得制限以下の場合 (月額)	所得制限を超える場合 (月額)
養育されているお子さまが	0～3歳未満	15,000円	5,000円 (一律)
	3歳～ 小学校修了前	第1子・第2子 10,000円 第3子以降 15,000円	
	中学生	10,000円	

## ●届出が必要なとき

- ・支給対象となるお子さまが増えた、もしくは減った
- ・受給者、もしくは養育しているお子さまの住所や氏名が変わった

## 「子どもの人権110番」 強化週間

☎ 0120・007・110  
(フリーダイヤル・全国共通)

小・中・高校生のみなさん、ご家族のみなさん、ひとりで悩まずお電話を！

■費用  
無料

■期間  
6月27日(月)  
～7月3日(日)

■時間  
平日：8:30～19:00  
土・日曜日：10:00～17:00

■相談内容  
いじめや家庭内での虐待などの子どもの人権に関わる悩みごと、相談ごと

■相談員  
人権擁護委員および法務局職員



和歌山地方法務局人権擁護課内  
和歌山県人権擁護委員連合会  
☎ 073・422・5131

## 人権相談・行政相談・ 心配ごと相談合同 相談所開設のお知らせ

・受給者が公務員になった、もしくはは公務員でなくなった  
・振り込み口座が変わった(受給者名義の口座に限ります)

右記の他に、児童手当を受けたい方は現況届を提出する必要がある。

6月20日(月)、人権相談・行政相談・心配ごと相談の合同相談所を日高町保健福祉総合センター12階会議室で午後1時から4時まで開設します。



詳しくは、日高町社会福祉協議会 ☎ 63・2751 まで。

相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご利用ください。  
相談員は、社会福祉協議会会長・副会長、民生児童委員、人権擁護委員、行政相談委員、弁護士の方々です。

要があります。  
詳しくは、住民福祉課 ☎ 63・3800 まで。





# 75歳以上の方のお出かけを応援します

高齢者  
外出支援事業

町では、高齢者の方が元気に安心して、買い物や通院などをしていただけるよう、バス・タクシー利用料金の一部を助成しています。是非ご利用ください。

## 助成額および有効期限

- ①お一人につき、1冊目は年間1万2000円分を助成券で交付します。
- ②2冊目は同様のものを、1万円で販売します。  
※助成券はお一人につき、最大2冊まで
- ③利用者証および助成券の有効期限は、交付した日から平成29年3月末までです。

制度が変わりました!



## 対象者

- 町内に住民登録を有する75歳以上の方(昭和17年3月31日以前に生まれた方)
- ※(注)・日高町福祉タクシー券助成事業の助成を受けている場合は、重複して利用することはできません。



## ご利用方法

- ①利用されるご本人が、利用料金のお支払いの際に「利用者証」を乗務員に提示のうえ、助成券をお渡しく下さい。
- ②利用できるバス、タクシーは、下表の事業者です。

### ■タクシー会社

御坊第一交通	☎63・2002	印南交通	☎42・0105
川上タクシー	☎24・0200	南部タクシー	☎0739・72・2133
中紀河南タクシー	☎24・1001	介護タクシーふくしん	☎20・5272
港タクシー	☎65・3100	愛あいケアタクシー	☎20・1090
御坊有交タクシー	☎22・4141		

### ■バス会社

御坊南海バス	☎22・1020	中紀バス	☎65・2222
--------	----------	------	----------

## 住民基本台帳の閲覧状況を公表します

住民基本台帳法第11条第3項および第11条の2第12項、住民基本台帳の一部の閲覧および住民票の写し等の交付に関する省令第3条の規定に基づき公表します。(年1回)

(対象期間と件数)

平成27年4月1日～平成28年3月31日までに閲覧した件数(1件)

請求機関の名称または 申出者の氏名	請求事由・利用目的の 概要	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲
自衛隊和歌山地方協力本部長	陸上自衛隊高等工科大学の生徒の募集に伴う広報	平成27年 10月20日	平成12年4月2日～ 平成13年4月1日生まれの男 (日本人住民)